

## 議案第39号 資料

ぶんえいよねんめいあみだによらいしゅじいたび  
「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について

<small>ぶんえいよねんめいあみだによらいしゅじいたび</small> 「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の概要	・・・	1
指定申請書（写）	・・・	2
<small>ぶんえいよねんめいあみだによらいしゅじいたび</small> 文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 指定調書	・・・	4
関係条例・規則	・・・	6
川崎市内在重要文化財・重要歴史記念物 （考古資料）一覧表	・・・	7

# ぶんえいよねんめいあみだによらいしゆじいたび 「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の概要

## 1 板碑とは

- 板碑は供養のために建立した塔婆の一種で、関東地方では秩父産の緑泥片岩を板状に加工しているため、板碑と呼びならわされている。
- 一般的な形状は頭部が山形で、その下に2本の線と、中心に仏像や仏を意味する梵字が彫られている。その下には願文や造立者、造立年などを刻んだものが多い。
- 鎌倉時代後半に関東地方で造られるようになり、武士や僧侶によって造立されたが、室町時代になると中級階層の庶民にまで広がり、急速に全国に普及しておびただしい数の板碑が造られた。

## 2 文永四年銘阿弥陀如来種子板碑について

- 本板碑は、昭和15（1940）年に麻生区岡上字開戸で、堰の改修工事中に発見された。
- 秩父産の緑泥片岩で造られており、高さが165.4cmに及ぶ大型でほぼ完形の板碑である。
- 頭部を山形に整形して二条線を刻んだ下に、梵字で表した阿弥陀如来と蓮華座を彫り込み、その下に「文永四年丁卯三月十五日」（鎌倉時代・1267年）の造立年が刻まれている。造立者や造立の趣旨などは刻まれていない。

## 3 評価

- 本板碑はほぼ完形で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑である。
- 大型で丁寧な加工や彫りから、造立者は在地の有力層と推測される。
- 以上の点から、本板碑は中世における岡上地域の歴史性を表している重要な板碑として文化財的価値が高い。

指 定 申 請 書

令和4年1月17日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請人


住 所 川崎市麻生区岡上2-12-1

氏 名 宗教法人 東 光 院

代表役員 福 井 一 光

連絡先 044-988-0139

川崎市文化財保護条例第2条の規定により、市重要歴史記念物の指定について次のとおり申請します。

<p>名 称</p>	<p>文永四年銘阿弥陀如来種子板碑</p>
<p>概 要</p>	<p>本板碑は、高さ165.4cm・幅40.2cm・厚さ4.0cmで、上端部の頭部山形から基部（根部）まで、ほぼ完形を留めている。板状に加工した緑泥片岩を素材として、頭部を山形に整形し、二条線を刻んだ下に、梵字で表した阿弥陀如来の種子と蓮華座を彫り込み、さらにその下に「文永四年丁卯三月十五日」（1267年）の紀年銘が刻まれている。昭和15年（1940年）に岡上字開戸で行われていた堰の改修工事中に発見されたもので、現在は東光院本堂内に安置されている。</p>
<p>指定を申請する理由</p>	<p>本板碑は、表裏両面の板状の加工や二条線、種子、蓮華座の彫りは非常に丁寧で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑である。</p> <p>鶴見川中流域の横浜市青葉区鴨志田や上流域の町田市本町田等では13世紀中・後期の板碑が集中して発見されており、領主としての鴨志田氏や小山田氏との関係が指摘されているが、鶴見川上流域に位置する本板碑も中世岡上を支配していた領主層による造立であると考えられる。</p> <p>以上のように、本板碑は中世岡上の歴史や鶴見川流域の水運、領主層による支配関係等を解明する上で重要な板碑である。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	
<p>※記 事</p>	



ぶんえいよねんめいあみだによらいしゅじいたび  
文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 指定調書

名称及び数量	文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 1基
所在地	川崎市麻生区岡上2-12-1
所有者	宗教法人 東光院 代表役員 福井一光
指定区分	川崎市重要歴史記念物
時代	鎌倉時代 文永4(1267)年
法量	最大高165.4cm、最大幅40.2cm、最大厚4.0cm

### 指定理由

本板碑は、川崎市の北西、多摩丘陵上に位置する麻生区岡上字開戸（現「岡上」バス停付近）で出土したものである。昭和15（1940）年4月、地元住民が谷水の流路に設けられた堰の改修工事を行っている際に、深さ約1mの泥中に埋もれていた本板碑を発見したという。発見後は、堰の傍らに立てられ、また近隣の個人宅で長く保管されてきたが、平成28年に将来的な保存・管理の観点から地元の寺院である現所有者のもとで保管されている。

本板碑の石材は、荒川上流で産出される秩父産緑泥片岩であり、いわゆる武蔵型板碑と総称されるものである。通常の板碑は表面がきれいに成形されている一方、背面は未成形のものが多い中で、本板碑の背面は成形された形跡が認められ、非常に丁寧な作りであるといえるだろう。頭部は山形でその下に二条線が断面をみるときれいな段差で彫られている。表面には大きく種子（キリーク・阿弥陀如来）が蓮華座とともに刻まれているが、その彫りはV字型の薬研彫りで丁寧な仕上げである。さらに蓮華座の下、表面中央に「文永四年丁卯三月十五日」と造立の年紀が記されているが、残念ながら造立趣旨などについては刻まれていない。そのため、誰が何を目的（逆修や供養など）に本板碑を造立したのかは不明と言わざるを得ないだろう。しかしながら板碑発生期である13世紀の造立であること、また大型で丁寧な作りであることから、在地の有力層によって造立されたものと推定される。

さて岡上地域は、鶴見川上流域に位置しているが、その少し下流には横浜市青葉区鴨志田地域がある。ここには県内の紀年銘板碑では最古である寛元2（1244）年銘の板碑や、また建長7（1255）年銘の板碑が所在する。これら板碑には造立趣旨など

は記されていないが、中世鴨志田郷の在地領主であった鴨志田氏が造立した供養塔ではないかと推定されている。一方岡上地域の上流は町田市となるが、本町田（鶴見川の支流である恩田川流域にあたる）では町田市内で最古である建治2（1276）年銘の板碑も見つかっている。この板碑も造立者は不明であるが、この地域一帯を支配していた小山田氏一族の関係者ではないかと考えられている。このように岡上地域を含め鶴見川流域には、13世紀中・後期の板碑が集中しており、他地域の事例から考えて、本板碑も中世岡上を支配していた領主層による造立と考えると差支えないものと思う。ただし岡上地域の中世を物語る資料は少なく、支配していた一族についても不明である。さらに多摩郡と都筑郡の郡境に位置していることから、古くからその所属があいまいな地域でもある。『小田原衆所領役帳』には「小机 奈良岡上三十七貫二百八十二文」とあり、隣接する奈良地域と一帯で記述されており、地形など地理的要素も含めて中世の岡上地域は考えなければならないだろう。

これまで川崎市域で紀年銘のある最古の板碑とされてきたのは、市重要歴史記念物にも指定されている建長7（1255）年銘の板碑（高津区久末・妙法寺蔵）であり、次に古いのが川崎区渡田出土の弘安2（1279）年銘の板碑（川崎市蔵）である。ただ建長7年銘板碑は、『新編武蔵風土記稿』都筑郡山田村の三宝寺の項にある鎌田兵衛正清の百回忌追善で建てられたとされる板碑の銘文と、ほぼ同文であることから、本来三宝寺にあった板碑が何らかの理由で妙法寺に移ったものと想定されている。それであれば、この文永4年銘の阿弥陀如来種子板碑は現川崎市内出土であることから、市域という捉え方をすれば現時点で最古の板碑として位置づけることができるだろう。

本板碑を含め鶴見川流域には古い板碑が多くみられ、また一方で12～15世紀にかけての国産や舶載の陶磁器も広く分布しており、各地域の歴史はもちろんのこと、鶴見川の水運という交通・流通史を考える上でも貴重な資料となっている。本板碑も、その1つとして歴史的に重要、かつ貴重な文化財ということができよう。

以上のことから、繰り返しにはなるが本板碑は次の理由により重要であると考えられる。まず第1点として、現時点においてほぼ完形の板碑としては市内最大のものであり、かつ最古の紀年銘板碑であること。また第2点として大きさや丁寧な作りから、造立者は在地の有力層と推測されること。そして最後に中世における鶴見川水運のありようを示すとともに岡上地域の歴史性をあらわしていること、の3点を挙げるができるだろう。

## 関係条例・規則

### 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

(1) 市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で価値の高いもの、又は考古資料として重要なもの

(2)～(6) 略

第3条 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

### 川崎市文化財保護条例施行規則（昭和34年川崎市教育委員会規則第2号）

第2条 条例第2条による指定を受けようとする者は、指定申請書に最近の写真その他必要な書類を添えて川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

## 川崎市内所在重要文化財・重要歴史記念物（考古資料）一覧表

（令和4年1月1日現在）

国指定文化財 18件（建造物7、絵画2、彫刻1、工芸2、古文書 1、書籍・典籍 1、**考古資料2**、有形民俗文化財1、史跡 1）

種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要文化財 鬼瓦	1箇	S35. 6. 9	麻生区	個人	考古資料
2	重要文化財 片口土器	1口	S35. 6. 9	宮前区	個人	考古資料

市指定文化財115件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、**考古資料16**、史跡1 無形民俗文化財3、有形民俗文化財9、天然記念物1）

種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	歴史記念物 板碑	1基	S39. 10. 20	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
2	歴史記念物 板碑	1基	S63. 11. 29	高津区久末375	妙法寺	考古資料
3	歴史記念物 有馬古墓群後谷戸グループ古 墓出土火葬骨蔵器 附 坏 19箇	3組3箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
4	歴史記念物 有馬古墓群台坂上グループ古 墓出土火葬骨蔵器 附 簪状骨製品 1本	3組7箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
5	歴史記念物 生田古墓群生田8601番地古 墓出土火葬骨蔵器 附 鹿角製刀子柄 1本	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
6	歴史記念物 生田古墓群鴛鴦沼古 墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
7	歴史記念物 菅生古墓群長沢1822番地古 墓出土火葬骨蔵器	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
8	歴史記念物 野川古墓群野川南耕地A地点 古 墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 鉄釘 13本	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
9	歴史記念物 稗原古墓群A地点古 墓出土火葬骨蔵器 附 和銅開寶 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
10	歴史記念物 細山坂東谷古 墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	4組9箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料



11	歴史記念物	无射志国荏原評銘文字瓦	1点	H15. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
12	歴史記念物	万福寺遺跡群縄文時代草創期 出土品	一括	H20. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
13	歴史記念物	宿河原縄文時代低地遺跡出土 品	一括	H21. 4. 28	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
14	歴史記念物	下原遺跡縄文時代後・晩期出 土品	一括	H22. 4. 27	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
15	歴史記念物	梶ヶ谷神明社上遺跡出土品	一括	H23. 6. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
16	歴史記念物	鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品	一括	H28. 6. 23	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料